

検討スケジュール（案）

年 月	検討テーマ	内 容
20年10月	参画の適用対象	全計画、条例等のカテゴリー区分による検討
11月	〃	〃
12月	事例検討	平成20年度策定中の計画について事例検討
21年 1月	参画のしくみ	手法の組合せと具体的運用についての検討
2月	〃	〃
3月	答申案協議	

委員会の運営等に関する確認事項

- ・ 会議時間は、原則として1回2時間とする（延長する場合、その都度委員会に諮る）。
- ・ 委員会の開催は、おおむね月1回程度の予定とする。
- ・ 委員会は公開とする。
- ・ 会議内容（開催内容及び会議結果）の情報公開は、他の審議会等と同様の方法により行う。
- ・ 市民等から寄せられた意見は、委員会の場で事務局から報告する。

花巻市まちづくり基本条例（抜粋）

（市政への参画）

第12条 市の執行機関は、まちづくりに関する重要な計画の策定及び変更並びに条例等の制定改廃に当たっては、市民が自らの意思で参画できる方法を用いて、市民が意見表明する機会を保障するものとします。

2 市民の参画については、別に条例を定めるものとします。

【説明】

参画と協働によるまちづくりを進めるためには、市民が市政に参画する機会を保障することが必要となります。

ここでは、制度の基本的な枠組みを定めていますが、具体的な仕組みについては、次条によるほか、別に条例により定めることとしています。

（市民参画の方法）

第13条 前条の規定による市民が自らの意思で参画できる方法は、次の各号に掲げるものとし、対象となる計画又は条例等に応じて2以上の方法により行うものとします。

- (1) 意向調査の実施
- (2) パブリックコメント（意思決定過程で必要な情報を公表し、市民に意見を求め、これを考慮して意思決定することをいいます。）の実施
- (3) 意見交換会の開催
- (4) ワークショップ（市民が主体性をもって研究・議論することをいいます。）の実施
- (5) 審議会その他の附属機関における委員の公募
- (6) 前各号に掲げるもののほか適切と判断される方法

2 市の執行機関は、前項各号に掲げる参画の方法を決定したときは、これを事前に公表するものとします。

【説明】

市民参画の手段として行うべき主な方法を定めています。

・「意向調査」は、市民意識調査等のアンケートのことです。

・「意見交換会」は、直接対面して市民の意見を聴くことができる会をいい、フォーラム、シンポジウム等も含まれます。

・「審議会」「その他の附属機関」は、法律又は条例によって設置され、執行機関の要請により調査や審査等を行うもので、市民参画の一形態とされています。

宮古市自治基本条例（抜粋）

（運営原則）

- 第14条 市の執行機関は、市議会の議決を経て、市政運営の指針となる基本構想を定めるとともに、その実現を図るため総合計画を策定し、総合的かつ計画的な市政運営に努めなければならない。
- 2 市の執行機関は、公正で透明性の高い開かれた市政運営を行なうことに努めるとともに、市政運営の過程において市民の参画を推進しなければならない。
- 3 市の執行機関は、重要な計画の策定、変更にあたっては、事前に市民の意見表明の機会を確保しなければならない。
- 4 市民の参画について必要な事項は、別に条例で定めるものとする。

宮古市市民参画推進条例（抜粋）

（参画の対象）

- 第7条 自治基本条例第14条第3項に規定する重要な計画の策定、変更は、市の基本構想、総合計画その他基本的事項を定める計画の策定又は変更とする。
- 2 市の執行機関は、前項に規定するもののほか、次の事項について、事前に市民の意見表明その他参画の機会（以下「参画の機会等」という。）を確保しなければならない。
- (1) 市民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定又は改正
- (2) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は変更
- (3) 公共の用に供される重要な施設の建設計画の策定又は変更
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に参画の機会等を確保することが必要と認められるもの
- 3 第1項及び前項各号の規定する事項のうち、次の各号のいずれかに該当するものについては、参画の機会等を確保しないことができる。
- (1) 条例の改正又は計画の変更であって、その改正等の内容が軽微であるもの
- (2) 緊急に実施しなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき実施するもの
- (4) 市の執行機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税（新規の目的税は除く。）の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- 4 市の執行機関は、前項第2号により参画の機会等を確保しなかった場合においては、速やかにその理由を公表しなければならない。

【説明】

この規定は、参画の手続の対象に関することについて定めたものです。手続の対象とする事項と手続を行わないことができる事項を定めています。

- 1 「市の基本構想、総合計画その他基本的事項を定める計画」とは、総合計画の基本構想・基本計画のほかに環境基本計画、健康増進計画など分野別の各課の個別計画があります。
- 2 「市民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例」とは、文化財保護条例、環境の保全及び創造に関する条例、廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例、水道水源保護条例、目的税の導入などがあります。
- 3 「市民生活に大きな影響を及ぼす制度」とは、通学区域の設定、ごみの分別収集などがあります。
- 4 「公共の用に供される重要な施設の建設計画」とは、図書館、文化会館、運動公園、体育館など、その建設の趣旨が市全域に関わり、不特定多数の市民の皆さんが等しく利用することができる建物の新設や改修する場合の基本構想、基本計画を指します。
- 5 「条例の改正又は計画の変更であって、その改正等の内容が軽微であるもの」として、引用する法令の改正に伴う条例の用語の改正など、政策的な判断を要しないものは、参画の手続を行わないことができるとしたものです。
- 6 「緊急に実施しなければならないもの」として、災害等の発生など緊急な対応を要する場合には、速やかな意思決定が必要であることから、参画の手続を行わないことができるとしたものです。
- 7 「法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき実施するもの」として、税法及びこれに基づく政省令によって一定の基準が定められているものなどは、参画の手続を行わないことができるとしたものです。
- 8 「市の執行機関内部の事務処理に関するもの」として、予算編成、人事や組織などは、市の執行機関が自らの責任と意志で決定すべきことであることから、参画の手続を行わないことができるとしたものです。
- 9 「市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの」については、地方自治法第74条第1項において「地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収」が条例の制定又は改廃の直接請求の対象とされていません。このことを踏まえ、参画の手続を行わないことができるとしたものです。

宮古市の場合の考え方

全計画、条例等

重要な計画等

- 7-1 ~ 基本的計画
- 7-2 (1) ~ 義務を課し権利を制限する条例
- (2) ~ 市民生活に大きな影響ある制度
- (3) ~ 重要公共施設の建設計画
- (4) ~ 特に参画機会の保障が必要

除外できるもの

- 7-3 (1) ~ 軽微な変更
- (2) ~ 緊急に実施
- (3) ~ 法令の基準で実施
- (4) ~ 内部の事務処理
- (5) ~ 市税、金銭の徴収

第2回市民参画・協働推進委員会について

1. 委員会の位置づけと役割

(1) 位置づけ

委員会は、地方自治法第138条の4第3項及び花巻市まちづくり基本条例第15条に基づいて設置された市の附属機関である。

(2) 役割

花巻市市民参画・協働推進委員会規則

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、執行機関の諮問に応じ調査及び審議し、又は執行機関に意見を述べるものとする。

- (1) 市政への参画方法の研究や改善に関する事項
- (2) 市民参画と協働の推進に関する事項
- (3) 市民参画の評価に関する事項
- (4) 条例の見直しに関する事項

※本文の「執行機関」は市長、教育委員会などをさす。

※第4号の「条例」は花巻市まちづくり基本条例をさす。

2. 第1回委員会での主なご意見

- 昔ながらの地域の「結いの心」を大切に、若い世代の参画を進めたい。
- 合併に伴い、各地域それぞれのまちづくりの課題や不安が山積している。
- 地域を支える若い人が減り、災害時など不安。地域の相互扶助などを見直す必要。
- まちづくりは将来の子どもたちのため。条例がどのくらい市民に理解されているか。
- 助け合い、譲り合う心が減少。地域の一人ひとりの参画の気持ちが大切。
- 参画の手法は組み合わせが必要。市政やコミュニティ会議への女性の参画を。
- 人と人の関わりを見直す。そのためには、グローバル、生物多様性、持続可能性の視点が大事。
- まちづくりはひとづくり。小中高校生など若い世代の発想を取り入れる工夫を。
- 地域では様々な会の方々が日々参画に努力。その一つ一つの活動の中で答えを出す。
- 行政に関心の薄い人でも分かりやすいよう、様々な事業の平明、詳細な説明を。
- 参画のしくみづくりが委員会の役割であり、このためには十分な審議時間が必要。
- 市の諮問事項を出し、この委員会で何を検討するのか明確にすべき。



委員会設置の趣旨に沿い、次回には市民参画の具体的なしくみづくりに関して諮問を行うこととする。

3. 第2回委員会における市長からの諮問事項（予定）

1. 市政への参画方法の研究、改善について

(1) 参画の適用対象

- まちづくり条例第12条で市民参画の対象にしようとする「まちづくりに関する重要な計画の策定…」の範囲はどうあるべきか。

(2) 参画のしくみ

- まちづくり条例第13条第1項各号に定める参画方法（意向調査、パブリックコメントなど）は、具体的にどう運用するべきか。
- 同条第2項「事前公表」の運用はどうあるべきか。

2. 市民参画の評価について

(1) 事前評価

- 具体的に「〇〇基本計画」などの策定にあたり、市民参画の方法、その組み合わせ、時期等が適切かどうか、いわゆる「事前評価」をどのように行うか。

(2) 事後評価

- 計画の策定後、市民参画の実績、市政への反映状況等が適切であったか、いわゆる「事後評価」をどのように行うか。

4. 今後の委員会のあり方

(1) 今回の諮問に対する審議の方法、スケジュール等について

- ・審議の進め方
- ・答申時期
- ・開催頻度
- ・必要な資料、情報 など

(2) 委員会の運営について

- ・審議のルール
- ・議事内容の公表
- ・委員会の情報公開 など

(3) 委員会の今後の方向について

想定される諮問事項として、次の項目が考えられる。

①市民参画条例の制定について

今回審議いただく「参画の方法」「評価」の内容がある程度具体的になった段階で、その中から「どの内容（範囲）を」「いつ」「どのような手法で」条例化すべきか。

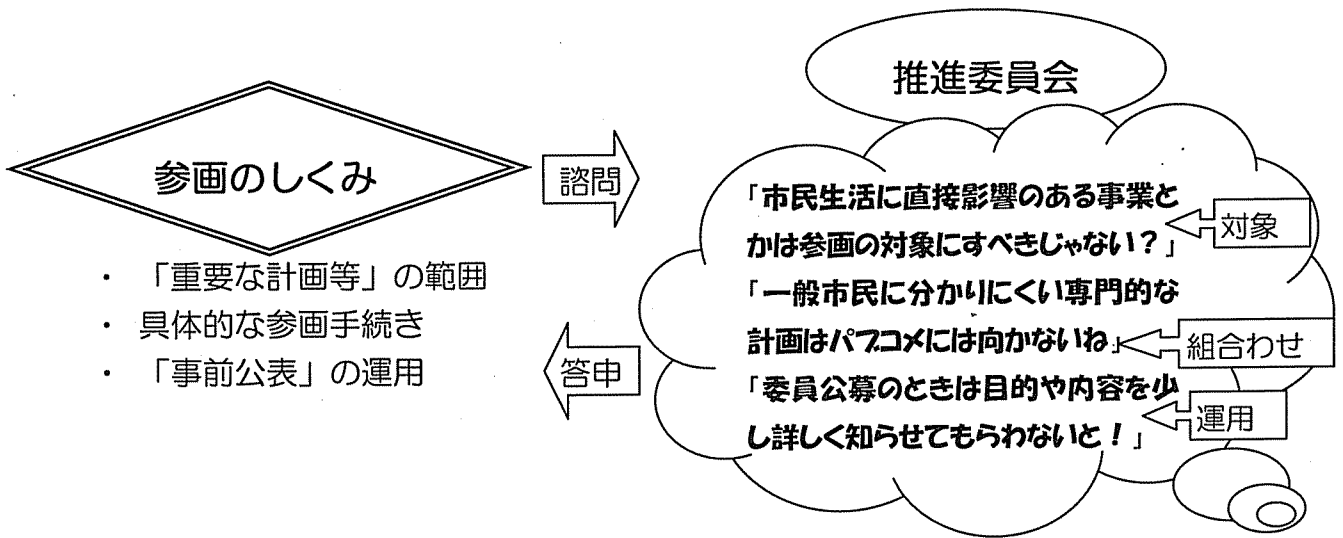
②市民参画の評価について（毎年度分）

今回評価方法を具体化していただいた上で、可能な時期から、当該年度の市民参画の評価を諮問、審議する。

③協働の推進について

条例第14条第1項「協働を推進するため必要な措置」の内容、運用等

<今回の諮問（しくみづくり）の具体イメージ> （あくまで「例」として）



<しくみが出来た後の具体イメージ> （「花巻市公共交通実施計画の策定」を例に）

